

欠陥住宅関西ネット通信 Vol. 18

2003年2月10日号

代表幹事 木村 達也

事務局 太平洋法律事務所

事務局長 田中 厚

〒530-0054 大阪市北区南森町

1丁目2番25号 南森町i sビル4階

TEL 06-6365-7292

FAX 06-6365-7293

<http://member.nifty.ne.jp/kansainet/index.html>

～大阪府との協議会報告書～

弁護士 平泉 憲一

第1

※日時＝平成14年12月6日（金）午前9時
30分～正午

※場所＝大阪市中心公会堂 第4会議室

※参加者：大阪府・建築都市部の皆さん
・建築指導室

建築企画課・企画推進グループ

主査・山本強氏、技師・赤松季樹氏

監察課・検査監察第2グループ

総括・中川啓三氏、技師・畑尾幸作氏

・住宅まちづくり政策課

管理調整グループ 主査・田中俊行氏

・関西ネット会員

弁護士：田中厚、重村、嶋原、平泉

建築士：川崎、三木、辻、木津田、
富本、豊辺、久保、

新聞社：用貝（日本消費経済新聞社）

第2

まずは、当方があらかじめ質問していた事項についての回答いただいた。

事前に当方から質問していた事項は次のとおり。回答の概要や資料は、いただいた資料を参照。この資料がご希望の方は事務局にお申し出下さい。以下では、特筆すべき点のみ簡単に記した。

(1) 構造改革に伴う各課の業務内容の変化



大阪府との協議会

について（現在、大阪府では、住宅行政について、どのような体制で臨んでおられるのか）

(2) 建築行政の変化と日本建築行政会議（JCBO）の実施状況（建築基準法の解釈や運用マニュアルや各種許可・認定制度活用マニュアルの作成状況等）

・現在、改正建築基準法の政令の解釈運用について検討したり、シックハウス問題についての規制予測や運用についても検討している。

(3) 大阪府による検査業務（中間検査・完了検査）の実施状況について

・申請があった物件の図書の閲覧制度については、大阪府では処分の履歴も出している。

・処分建築士の氏名については、閲覧はできる。

・建築士の監理責任の懈怠については、

建築士を処分するだけでは解消できず、最終的には施主の意識として、自分の家の欠陥をなくすために建築士に依頼し金を払うということが必要だろう。

(4) 建築基準法第9条の3による通知はどの程度なされているのか

・まだまだ少ないのが現状である。

(5) 民間検査機関による検査業務の実施状況について

(6) 府が行う場合の手順（マニュアル）と民間検査機関のそれとの比較

(7) 民間検査機関に対する指導・監督等、大阪府と民間検査機関との関係について

Q：指定検査機関が株式会社の場合、経営は手数料収入でやっているとする、当該機関に依頼する業者としては、検査の甘いところにもっていくことに鑑み、検査機関は手数料収入を得るために検査を甘くするという事はないのか？

A：検査については特定行政庁への報告義務があり、行政庁によるチェックがかかるし、大阪府の立入検査もある。またおかしな検査については「無効」とすることもできる。大阪府としては、各検査機関が独自の手数料収入を決めることができるので、いい意味で自由競争ができればいいと思っている。

Q：以前案件として、完了検査済証が送付された後に、中間検査不合格証が送付されたというものがあつたが、このようなことは起こりうるのか

A：不合格通知は、特定行政庁がだすもので、検査機関がだすものではないので、このような自体も生じうる。

(8) 建築物安全安心実施計画の実施状況と成果（重要事項説明項目の追加、表示登記申請との関係、金融機関への指導等）

(9) 品確法における性能評価機関の現況について

・性能評価機関の監督は国土交通省。
・性能評価住宅の数は延びてはいるものの

今一步。

・設計性能評価が大半で、建設性能評価が少ないのも問題。

(10) 既存住宅への住宅性能評価制度の導入に伴う府建築当局の対応について

・各評価機関も新築の性能評価ばかりで、既存住宅の性能評価については、営利性が乏しいためか、なかなか参入が少ない。評価機関は全国で上位3社でシェア80%以上であり、他の機関はそもそも成り立っていないようだ。

・大阪府としては、しばらく見守り普及を考えていくしかない。

・流通系（宅建業者等）との連携も重要と考えている。

(11) その他、現在大阪府で住宅問題について問題点として考えておられることがあればお聞きしたい。

・敷き引き問題は国でも問題視しているが、府でも見直しを考えている。

・現行法は、宅建業者と異なり、賃貸業者についての法規制がなく、無法状態であり、トラブルメーカーであることは間違いない。法制化の方向を検討したい。

・リフォームの問題も、リフォーム業者に対して監督権限をもっている機関がなく、問題である。また、リフォームの契約書もないので、その作成も急務である。

・賃貸業者や、リフォーム業者のうちで優良な業者の情報を表示することも考えて良い（現在リフォームネットはあるようだ）

・マンションも査定システムも問題である。

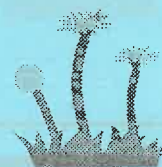
第3 当日における質疑・協議内容

・違法建築防止には金融機関の協力が有効だが、現在は20%~30%程度にとどまる。

・これはあまり厳しくすると客が逃げるということもあるようだ。

・でも行政としては、これからも協力を求めてがんばるつもりだ。

・また、違法建築物に対する電気・ガス・



水道等の供給を止めるようにする協力もお願いしている。ただ、各業者には供給義務があるので、建設業法違反程度でないとなかなか協力は得られないのが現状。

・重要事項説明書に、中間検査・完了検査も入れるように要請している。

全日宅建業協会の書式には入れてもらっているが、全体の中では半分くらいの普及といったところか。

・E R Iの問題

指定検査機関の資格者は、1級建築士の資格があることに加えて2年間の資格検査経験があることが要件とされており、これ

を満たしうるのは、現在のところ府等で検査業務をやってきたOB職員しか考えられない。そこで、現在まで、書類審査、現場検査、写真検査の検査業務のうち、このうちどれかを補助者がやってもいいが、最終判断だけは資格者がやるということにしてきた。このような現状のなかで、今回の問題が起きたので、国は今後はもっと厳しくやっていこうとしているが、この現状を前提に一定の補助者の使用を認めてきた府としては、このような国の対応に対しては悩ましいものを感じている。

＜55期弁護士歓迎会＞

弁護士 鳥川 慎吾

平成14年11月28日、同年10月に弁護士登録されたばかりの55期の弁護士を対象として、歓迎会を開催しました。

欠陥住宅に関する実状と欠陥住宅問題についての相談や依頼を受けたときにどのように対処すればよいのかを少しでもご理解していただくために、大阪弁護士会館において、研修会を行いました。

まず、建築の専門家を代表して、川崎廣章一級建築士から、スライドにより視覚的に欠陥の事例が紹介されました。当ネットの相談部会長を務める経験をふまえ、基礎部分の施工不良など典型的な（本来典型的であってはならないのだが）事例について説明がなされました。明らかに手が抜かれているような施工事例も多く、新人弁護士の皆様も、このような事態を放置することはできないと感じてくれたのではないかと思います。

引き続き、重村達郎弁護士から、欠陥住宅問題に対する弁護士としての対処法についての説明が行われました。欠陥住宅が多発する社会的背景をまじえ、相談を受けたときの注意点、建築専門家との協力の仕方、欠陥住宅問題を考える際の法律問題、訴訟の進め方など、幅広い内容でした。弁護士としての基本的な取り組み方を理解していただいたのではないかと思います。

その後、中華料理店に場所を移し、懇親会を行いました。おかげさまで多くの方にご参加いただき、2テーブルに別れてしまうほどでした。ネットに所属されている建築専門家の方々にも多数ご参加いただきました。新人弁護士としては、普段建築の専門家の方々と親しく接するという機会はないと思いますので、有意義な時間を過ごしていただいたのではないのでしょうか。

この歓迎会の後、2名の弁護士が入会してくださいました。今後の活躍を期待するとともに、当ネットの活動にも積極的にご参加されることをお願いいたします。また、入会の申し込みをまだされていない方々につきましても、会員一同お待ちしております。

1 最高裁判決の結論とその理由

請負契約の目的物である建物に重大な瑕疵があり、これを建て替えざるを得ない場合、注文者は請負人に対し、建物の建て替え費用相当額を損害として請求できる。

これが上記最高裁判決の結論であり、その理由は次のとおりである。

請負人が建築した建物に重大な瑕疵があり、建て替えるほかない場合に、当該建物を収去することは社会経済的に大きな損失をもたらすものではなく、またそのような建物を建て替え、これに要する費用を請負人に負担させることは、契約の履行責任に応じた損害賠償責任を負担させるものであって、請負人に過酷とも言えないから、建て替えに要する費用相当額の損害賠償請求を認めても、民法635条但書の趣旨に反しない。

2 本判決の意義

この点については従来から下級審の判断が分かれていたが、最高裁の初判断が示されたことにより、論争に決着がついたものと言うべきである。

この最高裁の判断は消費者側から見て極めて当然かつ妥当な判断であるが、なぜこれまでこの当然の判断がなされなかったのかを検討してみたい。



(1) 建て替え費用を肯定した判例

(イ)大阪高裁（S58. 10. 27）判決（判時1112号67頁）

この判決は、建物の主要構造部に重大な欠陥があり、建て替える以外に補修が不可能もしくは著しく困難な場合には、その建て替え費用が瑕疵のない目的物の価格相当額に当たるものとして、その賠償を求めうる損害と解するのが相当である旨判示した。

これは、請負人の瑕疵担保責任の内容たる損害賠償の範囲について、建て替え費用まで損害と認めた最初の肯定裁判例とされているが、民法634条の「瑕疵の修補」には建物の建て替えが必要な場合も含まれる趣旨と思われる。なお、この判決は民法635条但書との関係には触れていない。

(ロ)大阪地裁（S59. 12. 26）判決（判タ548号181頁）

この判決は、当該建物の瑕疵の修補をするには、結局、同建物を建て替えるのと同程度の規模の工事を必要とするところ、建て替え後の建物が瑕疵のない建物の価値を大幅に上回る等の特段の事情がない場合は、建て替え費用と建物の取り壊し費用が瑕疵の修補に代わる損害賠償額と認めるのが相当であると判示した。

(2) 建て替え費用を否定した判例

(イ)神戸地裁（S63. 5. 30）判決（判時1297号109頁）

民法634条は「仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は請負人に対し、瑕疵の修補或いは修補に代え又は修補と共に損害賠償を請求できる」としている。

そこでこの判決は、当該建物の瑕疵が重大で、全体として「修補不能」である場合には、請負人に「修補請求」をすることができないから、「建て替え費用」は「瑕疵を修補する費用」とは言えず、これは民法634条1項但書の趣旨からも明らかであるとした

うえ、民法635条但書は、建物その他土地の工作物については、瑕疵により契約目的を達成できない場合でも、請負契約を解除できず、同規定は強行規定と解されているのに、建て替え費用等を損害と認めることは、実質的に契約解除以上のことを認める結果となると判示し、結局、建物の建て替え費用及びこれを前提とする諸費用の請求を認めなかった。

(ロ)東京地裁(H3.6.14)判決(判時1413号78頁)

これも上記神戸地裁判決と殆ど同じ文言で、建物の建て替え費用を否定した。しかし、これら否定判決は以下に検討するとおり疑問である。まず、民法634条にいう「修補」には、原判示の言うような瑕疵の態様による明文の制限はない。

また、民法634条の瑕疵の「修補」とは、その瑕疵を除去し、目的物を契約に適合する状態にする(=注文代金にふさわしい交換価値を回復する)相当な方法、を指す。とすれば、その「相当な方法」が取り壊し・建て替えを必要とする場合であっても、瑕疵の「修補」に当たると考えられる。けだし、これが認められなければ、重大かつ悪質な手抜きをした請負人ほど、瑕疵の修補義務を免れるという妙な結果になってしまうからである。

なお、上記判例は民法634条1項但書の趣旨を前記解釈の根拠とするが、この但書は「瑕疵が重要ならざる場合」が前提であり、瑕疵が重大で取り壊し建て替えが必要な場合の根拠とはならない。

次に、上記判決が民法635条但書を理由とする点は以下のとおり考えるべきである。まず、同条但書が請負契約の解除権の行使を排除した趣旨は、解除を認めると請負人に過大な損失を強いることとなって過酷であるばかりか、社会経済的にも損害が大きいからである、とされている(我妻・民法講義中Ⅱ641頁)。

そこで今般、前記最高裁判決はこの趣旨を踏まえて、「請負人が建築した建物に重大な瑕疵があって建て替えるほかない場合に、これを収去しても社会経済的に大きな損失ではなく、この建物の建て替え費用を請負人に負担させても、契約責任に応じた賠償責任の負担であって請負人に過酷でもないから、民法635条但書の趣旨に反しない」とした。

これは、多発する欠陥住宅被害が建築の知識に乏しく経済的弱者である消費者を食い物にした「消費者被害」が実態であり、むしろ注文者こそ保護されるべき立場にあること、そして、建物に重大な瑕疵があり建て替えざるを得ないような場合に契約を解除できないことこそ問題であること、建築請負契約の解除を肯定するのが諸外国の動向であることから民法635条但書に拘わらず解除を認める立場が学説上通説を占めること等に照らし、上記最高裁の判決は民法635条但書の適用を極めて限定的に解するものとして大きく評価すべきである。

ホームページをぜひご覧ください！

<http://member.nifty.ne.jp/kansainet/index.html>

既存住宅に対する性能表示・検査制度の実施について

弁護士 重村 達郎

品確法に基づく新築の性能表示住宅については、平成12年10月の開始以来、昨年9月末までの約2年間で、累計12万2千戸余の設計住宅性能評価が申請され（戸建て2万6千戸余、共同住宅9万6千戸余）、うち、性能評価書交付済みが11万1千戸余、建設住宅性能評価申請は8万戸余の状況にある。

当初、初年度は年間10万戸、5年後の制度安定期には年間新築住宅戸数の約40%にあたる50万戸の同制度の利用を想定していたことからすれば、景気の低迷や手続きの煩雑さもあって出足は鈍いものの、この住宅性能表示制度は、建築基準法改正における性能規定化、及び品確法で全ての新築住宅について建物の基本構造部分の10年間の瑕疵担保責任が規定されたことと相俟って、まずは、良質な住宅のストックにむけて着実な一步を踏み出しているといえるであろう。

今般、既存住宅（中古という言葉はイメージの点で敬遠されたく、当初案から用語が変更された）についても、性能表示制度が創設され、昨年8月20日、国土交通大臣告示による住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更という形で、施行された。

既に、昨年来の既存住宅に係る評価員講習会や紛争処理委員研修の実施を経て、昨年12月17日付けで、既存住宅の性能評価を行う指定住宅性能評価機関として17機関が指定され、既存住宅にかかる住宅性能表示制度が全国一斉に開始されている。

この制度は、既存住宅の売買・リフォーム、維持管理等に際して、消費者の判断

の目安となる情報が提供されるよう、既存住宅の現況・性能に関して専門家が客観的な検査・評価を行うもので、



その対象は、品確法上の「新築住宅」（新たに建設された住宅で人の居住の用に供されたことがなく、工事完了の日から1年を経過していない住宅をいう）以外の全ての既存住宅である。今回の告示により、品確法に基づき、指定住宅性能評価機関が建設住宅性能評価として実施し、目視を原則として、半日程度、最低3～5万円程度の時間と費用で現場検査をし、既存住宅について「現況検査・評価書」が交付されることになる。

具体的には、各種設備や耐震診断・増改築・修繕履歴等を含めた当該住宅に対する基本情報をふまえ、全ての検査に必須の一般現況検査、及び検査結果に基づく詳細調査又は補修の要否を定めた総合判定と要詳細調査・補修内容・箇所を図面・写真等で表現した検査結果説明書による説明、並びに、選択による、腐朽、白蟻被害の有無等を調べる特定現況検査及び耐震等級等の性能評価とがなされることになる。また、マンションについては、上記に加え、共用部分について、適切な維持管理計画の有無等管理状況等もふまえた有効期限内の現況検査結果を共通で使用できるようにし、検査費用負担の軽減を図る仕組みとなっている。

これに伴い、新築の性能表示住宅に関する紛争について、調停等により、簡易・迅速な解決を図るべく、各単位弁護士会

内に設置された住宅紛争審査会においても、既存住宅も含めて建設性能評価書のある性能表示住宅の紛争について、広く扱うことになった。

この制度ができると、①自宅をリフォームする際の現況判断と修理の必要性・箇所の目安として利用したり、また、②中古住宅やマンションを購入しようとする場合に、この制度のモデルともいえるべき米国のホーム・インスペクション制度と同様に、停止条件付売買として契約し、この現況調査結果をふまえて購入価格やリフォーム代金の交渉に利用したり、また、③中古住宅について現状の築何年という物差しから具体的な住宅性能を反映した価格査定システムの構築を促すとともに、④欠陥住宅の相談依頼があった場合の簡易な予備調査に代行するものとして利用することも考えられる。

しかし、法律上は「建設住宅性能評価書」として取り扱われるとしても、とりわけ当初建設時の設計図書等もない場合には、目視のみでは構造上の安全性等について正確な判断を下すことは困難であり、事実上、単なる「現況調査報告書」の域を出るものではない。また、新築住宅と異なり、評価書の交付が必ずしも契約内容になるものではないとされ（その旨が評価書に明記される）、中古住宅売買における慣行ともいえるべき「現状有姿売買」—瑕疵担保責任の免除又は期間制限を否定するものでもない。

また、新築住宅について設計及び建設段階での性能評価書が交付され、建設途上での検査結果や工事監理報告書等もそろっていて瑕疵の有無の客観的な判断材

料があることを前提に、簡易・迅速な紛争解決ができる条件があるとして各弁護士会が住宅紛争審査会を受け入れた経緯からしても、こうした新築性能表示住宅が中古になった場合はともかく、およそ「現況検査・評価書」の交付をうけた中古住宅をめぐる紛争が広く持ち込まれることについて、首尾良く処理ができるかどうか不安もあるところである。

しかし、所詮、この程度の現況検査・評価書であれ、こうした制度を導入することが、中古住宅・マンションの購入者に対する性能情報の開示とそれを反映した価格形成を通した中古住宅売買市場の適正化・活性化及び適宜のリフォーム等を促し、個々の住宅についての修補・検査履歴台帳を整備することにより、ひいては日本の住宅全体の質の向上につながるものとして一定肯定的に評価すべきであろう。

ネットの活動は、個別欠陥住宅被害の救済から始まり、現在でもそれが後を絶たない状況から、引き続き粘り強く取り組むべき課題であることにはかわりはない。しかし、その段階から、被害の予防、更には、自分だけがよければいいという発想ではなく、住宅が都市及び都市計画において果たす役割、街づくりにも眼を向け、日本の住宅の質全体及び住環境をどう良くしていくかという視点で活動すべき時期にきていることは間違いない。既存住宅の性能表示制度をどう活用するか、問われるのはこれからである。



全国ネットのホームページ

<http://homepage2.nifty.com/kekkanzenkokunet/>

欠陥住宅全国ネット第14回鹿児島大会報告

弁護士 平泉 憲一

1 欠陥住宅被害全国連絡協議会・第14回大会は、九州ネット南九州支部の設立総会と併せて、平成14年11月23日～24日に、鹿児島県弁護士会館で開催された。11月下旬とは到底思えないほど暖かい(暑い)鹿児島で、参加された会員の方々も伸び伸び(いきいき)と議論されたように感じられた。

2 初日(23日)は、九州ネット南九州支部設立総会の後、これまでの大会同様、勝訴判決の紹介と獲得のポイントや各種報告、アピール案の提案と採択等が会員よりなされたが、今回の一番のポイントは、2時半すぎから行われた「徹底討論!欠陥住宅訴訟の到達点」をテーマにしたパネルディスカッションだったと思う。

これは、神崎弁護士(京都)がまとめられた「欠陥住宅訴訟における主要課題の整理」を前提に現在の欠陥住宅訴訟の各論点ごとに到達点、問題点等の現状について議論するもので、前提となった神崎弁護士の整理資料が素晴らしかった。欠陥住宅訴訟の多様な問題が、きちんと体系的に位置づけられ、その問題点ごとに到達点が整理され、建築紛争に携わる者は必携であろう。そして、この整理案を踏まえて、松本克美立命館大学教授らのパネラーと会場の会員とで議論を進め、熱心な議論が続いた。

このような議論を聞いていて感じたこ

とは、現在の欠陥住宅訴訟が、従前の「欠陥」にあたるのかという、いわば欠陥(瑕疵)論から、欠陥があることを前提として、どのくらいの損害として評価するのかという、損害論に議論の中心が移っているように思った。特に、今回、解体建替費用賠償を認める画期的な最高裁判決(平成14年9月24日)が出されたことや、その他仮住まい費用の問題、慰謝料の問題、損害の減額論の問題(居住利益論等)など解決しなければならない問題もたくさんあることから、今後損害論は欠陥住宅問題の中核になるだろう。

このような熱い議論で時間を延長した後は、懇親会となり、さらにその後は各自鹿児島の夜を楽しんだようだ。

3 2日目(24日)は、シラス台地の鹿児島のこともあって、軟弱地盤の地盤沈下の改修工事方法についての説明や、鹿児島の欠陥住宅事例報告、勝つための鑑定書作り等実践的な企画が催された後、各地の報告、事務局報告がなされ、終了となった。

4 開催中は好天に恵まれ、南国情緒溢れる鹿児島での大会でした。次回は陽春の札幌です。今回参加されなかった方も是非ご参加をお勧めします。



第15回全国大会「札幌大会」にぜひご参加下さい

5月31日に開催される第15回全国大会の場所と日時が決定しました。多くのご参加をお待ちしております。

※日時＝5月31日12時から、6月1日9時から

※場所＝札幌教育文化会館(札幌市中央区)

事例研究会・鑑定事例研究会

弁護士 三浦 直樹

1 欠陥住宅関西ネットでは、会員相互の情報交換と研鑽を兼ねた研究会を行っています。

今年も、弁護士が担当している訴訟事件等について報告する「事例研究会」と、建築士が担当している鑑定事例について報告する「鑑定事例研究会」を実施しました。

2 まず、平成14年8月29日（木）18時～21時、大阪弁護士会館4階会議室において、「事例研究会」を開催しました。

参加者は、田中厚、鳥川慎吾、嶋原誠逸、平泉憲一、三木憲明、三浦直樹、八木正雄、鳥居玲子（以上、弁護士）、辻史雄、木津田秀雄、豊辺弘也、川崎廣章（以上、建築士）、木田明生の13名。

平泉弁護士、田中厚弁護士、三浦の3名が、それぞれ担当している事件や最近の勝訴判決等について報告しました。構造上・防災上の欠陥で売主や設計士を訴えているケース、接道義務違反を説明しなかったことが詐欺にも匹敵する不法行為にあたるとして売買代金相当額が損害と認められたケース、売建住宅で無断で基礎高が変更されたケースです。それぞれ、損害論における疑問点や法律構成上の工夫等について活発な議論が交わされました（私の担当案件については、この研究会での議論も参考にさせていただき、勝訴的和解で解決することができました。この場を借りて、改めて御礼

申し上げます）。

3 また、平成14年10月18日（金）18時～21時、大阪弁護士会館4階会議室において、「鑑定事例研究会」を開催しました。

参加者は、鳥川慎吾、三木憲明、平泉憲一、三浦直樹、八木正雄、森本志摩子、鳥居玲子（以上、弁護士）、豊辺弘也、三木和彦、木津田秀雄、川崎廣章、辻史雄、野村善彦、内海浩二（以上、建築士）、木田明生の15名。

豊辺建築士、三木建築士、木津田建築士、川崎建築士の4名が、自ら作成・関与した私的鑑定や裁判上の鑑定について、鑑定書の実例を示しながら報告し、工夫したところ、苦労したところなどについて、質疑応答を通じて議論を深めました。鑑定書の書き方を学ぶことは、鑑定事項の立て方を学ぶことにもつながります。議論は、鑑定制度が内包する問題点などについても広がりました。その意味で、建築士のみならず、弁護士にとっても、非常に勉強になる研究会でした。

4 欠陥住宅関西ネットでは、今後も同様の研究会を予定しています。いずれも弁護士・建築士双方にとって、とても役に立つ企画です。是非お気軽にご参加ください。

「欠陥住宅110番」へのご協力をお願いします

欠陥住宅被害全国連絡協議会が主催する「欠陥住宅110番」が3月27日から29日にかけて全国各地で行われます。

関西ネットには、昨年は51本の相談が寄せられました。ぜひとも当日、ご協力頂けるようよろしくお願いいたします。

* 3月29日、午前10時～午後4時

* 大阪弁護士会館を予定

新入会員自己紹介～中森弁護士

弁護士 中森 俊久

はじめまして。このたび欠陥住宅の関西ネットに入会させていただくことになりました55期の中森俊久と申します。昨年の10月から、欠陥住宅全国ネットの事務局長をされている岩城穰弁護士が所属するあべの総合法律事務所に入所させていただいております。

昨年の11月に鹿児島で行われた欠陥住宅全国ネットの全国集会にも参加させていただきました。欠陥住宅問題についての様々な視点からの活発な議論を見ることができて、非常に勉強になったのと同時に、建築士の先生方を始め、多くの人達と知り合うことができました。

欠陥住宅問題は、消費者の人生を左右するほど大きな問題であるにも関わらず、その専門性故に光を浴びることが少なく、そうした中で野放しにされた悪徳業者等によって被害が深刻化してしまった社会問題のひとつではないかと、私としては考えております。そうした問題に矛先を向け、弱者救済を志す皆様の仲間に入れてもらうことが出来て、非常に光栄に思っております。

大阪の堺で生まれ、現在も堺の実家から御堂筋線を使って阿倍野の方に通っております。休日は買い物に出かけたり、映画を観たり、家にいるとCDを聞いたりして過ごしております。只今、健康的な趣味はないかと模索中のところです。特技という程ではないのですが、珠算を長く習っていたので、計算は得意です。

頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



活動日誌と活動予定

前回のニュース以降の活動日誌

＜平成14年＞ 9/10「第5回幹事・事務局会議」10/5「3回定例個別相談会（北浜ビジネス会館）～弁護士3名、建築士4名が6件の相談に対応」10/18「建築鑑定事例研究会（大阪弁護士会館）」11/15「第6回幹事・事務局会議」11/28「新人歓迎会」11/23～11/24「全国ネット鹿児島大会に参加」12/7「第4回定例個別相談会（北浜ビジネス会館）弁護士3名、建築士2名が4件の相談に対応」12/6「大阪府との懇談会」

＜平成15年＞ 1/21「第7回幹事事務局会

議」1/24「講演会～100年住める家で元気に暮らそう（中之島公会堂）」1/30「関西ネット事務局会議」

今後の予定

2/1「第5回定例個別相談会（北浜ビジネス会館・13時30分～16時30分）」3/1・3/2「全国ネット幹事会（札幌）」3/8「関西ネット総会（中之島公会堂・午後1時30分～午後5時、終了後懇親会）」3/19「関西ネット幹事会（木村・浦川法律事務所・午後6時30分）」3/29「欠陥住宅110番（大阪弁護士会館の予定・10時～16時）」4/5「個別相談会（北浜ビジネス会館・13時～17時）」4/26「京都ネット総会」5/31・6/1「全国ネット大会（札幌）」

編集後記：ファックス通信が延期となり、「定番」となりました。ファックスやインターネット配信だと形が残らないなど多くの意見があります。「21世紀型」会報へのご意見お寄せ下さい。

〒530-0054 北区南森町1-1-26 日本消費経済新聞社 用具 成子

TEL 06-6314-1191、FAX 06-6360-2525